

企画競争説明書

業務名称：アルゼンチン国一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト（実施フェーズ）

調達管理番号：21a00138

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年4月28日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年4月28日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アルゼンチン国一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト（実施フェーズ）

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年7月 ～ 2025年2月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年7月～2023年2月

第2期：2023年4月～2025年2月

第1期契約終了後、随意契約交渉により、第2期契約を締結します。なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の16%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：山形 茂生 (Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp)

大久保 崇 (Ookubo.Takashi@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第三チーム

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 5月13日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年 5月19日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 6月 4日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修に係る経費
 - ベースライン調査（現地再委託経費）
 - エンドライン調査（現地再委託経費）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 1.19885 円
 - b) US\$ 1 = 110.209 円
 - c) EUR 1 = 129.366 円
- 5) その他留意事項（以下、例）
 - 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に

当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／地域開発
- b) バリューチェーン振興

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 47.00 M/M (第1期 29.0M/M、第2期 18.0M/M)

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年6月22日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。

詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地域開発又はOVOPに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／地域開発

➤ バリューチェーン振興

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／地域開発）】

- a) 類似業務経験の分野：地域開発又はOVOPに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アルゼンチン国及び中南米地域
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 バリューチェーン振興】

- a) 類似業務経験の分野：バリューチェーン振興
- b) 対象国又は同類似地域：アルゼンチン国及び中南米地域
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を

目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／地域開発</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>バリューチェーン振興</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年6月10日（木） 14：00～17：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「アルゼンチン国一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト（実施フェーズ）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

アルゼンチンは一人当たり国民所得が10,006ドル（2019,世銀）に達するが、同国のジニ係数は41.2%（2017,世銀）と高く、特に貧困率が30～40%に達する北部地域における貧困・所得格差の解消が喫緊の課題となっている。2015年12月に発足したマクリ政権は前政権の大衆迎合的な政治経済モデルから自由開発経済へ政策転換を行った。これと呼応して保健・社会開発省においても、従来の社会的弱者保護・補助金政策から生産活動支援・地域人材育成を通じた地域の自立的発展を促す政策への転換が必要とされている。このような状況から、2017年5月のマクリ大統領訪日時²の両国首脳会談において、一村一品²運動の考えを活用した地方開発について言及があり、JICAに対して協力が要請された。

保健・社会開発省では地域社会において草の根経済に従事する人々の中でも組織化されたグループをソーシャルエコノミーグループ³と呼んで支援の対象としていた。現政権では保健・社会開発省は社会開発省（MDS）となり、ソーシャルエコノミーグループ及び大衆エコノミーグループを対象にしており、これらのグループの自立的な経済活動強化を目的とした支援を行っている。具体的な支援としては、農産加工品や伝統工芸品などを生産する生産者への機材供与、技術研修・組織力強化・販売促進、小規模な事業の起業のためのインキュベータープログラムなどがあるが、これらのプログラムは必ずしも市場のニーズにあった商品の開発や商品の付加価値化に結び付いていない。また現場においては社会開発省や他省庁による多数の単発的な支援が混在しており、持続性や支援の成果の評価が十分になされているとは言い難い。

このことから本プロジェクトではターゲットとする市場のニーズを反映した農産加工品、伝統工芸品、農村観光等などの開発及び地域の特徴を活かした商品・サービスのブランディング化を行うことを目的にして、2019年6月より5年間の予定で、プロジェクトが開始された。特に商品の生産から市場での販売に至るバリューチェーンの形成において、社会包摂性（インクルーシブネス）をひとつの付加価値としながら多くのプログラム・関係者をつなぐと同時に、社会開発省・対象州・ローカルレベルの

² 英語ではOne Village One Product, OVOPと訳している。

³ アルゼンチンでは一般の企業活動によらない草の根経済活動もひとつの“経済”であると認識してそれを大衆エコノミーと呼んでいる。さらに大衆エコノミーの中でも何かの形で組織化された人々をソーシャルエコノミーグループと呼び、受容能力と持続性の観点から支援の対象としている。本事業ではソーシャルエコノミーグループを「相互扶助と参加意識に重きを置きつつ商品を生産或いはサービスを提供する人々のグループのことであり、組合、生産者ネットワークといった形で組織され、法人格を持たない場合もあるグループ」と定義する。

アクターの調整能力を強化して既存の支援プログラム間の連携を促進し、それらの支援を活用しての付加価値を高めつつ、より包括的・戦略的な地域開発の実践を目指すこととしている。

なお、本プロジェクトには二段階方式が適用されており、第一段階（計画フェーズ）の活動は2019年6月から2021年3月にかけて実施された。計画フェーズでは政権交代やCOVID-19の影響があったものの、MDS中央、各州事務所及び州政府の担当部局が、本プロジェクト実施のための体制を構築し、アルゼンチンOVOPのコンセプトを策定した。また、遠隔本邦研修を通して、活動計画を完成させた。実施フェーズについては、各州のOVOPのコンセプト及び活動計画を基にイニシアティブとの具体的な活動が開始する。JICAからMDS中央への協力は当然のことし、アルゼンチン中央政府と州政府との関係構築・活動支援を通して、市場志向型のインクルーシブバリューチェーン構築を目指す。

第3条 プロジェクトの概要

アルゼンチン一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト（実施フェーズ）

（1）上位目標

地域開発を担うソーシャルエコノミーグループ及び大衆エコノミーグループと支援機関の能力が強化される。

（2）プロジェクト目標

アルゼンチンOVOPのコンセプトに沿った市場志向型のインクルーシブなバリューチェーンが構築される。

（3）期待される成果

成果1: 計画フェーズで協議されたアルゼンチンOVOPの活動を実施するための体制、コンセプト、計画が改善され強化される。

成果2: アルゼンチン OVOPの活動を推進する中央政府・州・ローカルレベルのアクターの能力が強化される。

成果3: 計画フェーズで決定したアルゼンチンOVOPのイニシアティブ⁴の産品・サービスが開発・改善され、プロモーション活動が行われる。

成果4: アルゼンチンOVOPの活動を改善し普及するために活動経験が共有される。

（4）活動の概要

1-1. MDSの中央レベルの職員を対象に、OVOP活動の理解を図るためのワークショップを開催する。（政権交代によりC/Pが変更になったため引継ぎ実施）

1-2. 中央、州、ローカルレベルの政府職員（MDS、州政府、市役所）から成る計画チームを組成する。（政権交代によりC/Pが変更になったため引継ぎ実施）

1-3. アルゼンチンOVOPのコンセプト案を作成する。（計画フェーズにて実施済み）

1-4. 地域の代表産品の選定基準を設定する。（計画フェーズにて実施済み）

1-5. 各対象地域の特徴と地域資源の分析を行う。（計画フェーズにて実施済み）

1-6. 本邦研修を実施し、活動1-3から活動1-5までのアイデアについての議論を行い、

⁴ アルゼンチンOVOPのコンセプトに沿った活動を行うグループのこと。PDMではより正確に、イニシアティブを「独自の商品、サービス、アイデアを通して地域開発を推進する組織、組合、又は人々のグループ」と定義している。

MDSの中央レベル及び対象各州のアクションプランを策定する。(計画フェーズにて実施済み)

1-7. ワークショップの実施やアクションプランの策定を通じてベースライン調査を実施する。

※1-3～1-6の活動に関しては計画フェーズにて実施済みのため実施フェーズでは対象外。

2-1. アルゼンチンOVOPの方法論の技術移転スキームを策定する。

2-2. 2-1の技術移転スキームのための研修教材(ガイドライン、マニュアル)を作成する。

2-3. アルゼンチンOVOP方法論について、国、州、ローカルレベルのアクターを対象にしたワークショップやセミナーを開催する。

2-4. 対象産品・サービスに対して支援(技術、資金、人材)を提供可能な中央政府機関との連携を構築する。

2-5. アルゼンチンOVOPプロジェクトに割り当てることができる中央政府機関が有するツールとリソースを調査し記録する。

2-6. (アルゼンチン国内の)スペシャリストが、特定分野の課題に関する研修及びアドバイスをを行う。

3-1. 対象各地域の代表産品・サービスを選定する。

3-2. 対象各地域で作成されるアクションプランに沿って、年間計画(案)を作成する。

3-3. 選定された産品・サービスのバリューチェーンの現状を分析する。

3-4. 収集した情報に基づき、産品・サービスのターゲット市場を設定する。

3-5. イニシアティブ(産品・サービス)に求められる品質・コスト等の要件と現状との乖離を特定し、分析する。

3-6. 管理、技術、財務面のサポートを提供できるBDS-P⁵とともに、特定及び分析された乖離を緩和するための戦略(バリューチェーンを改善するため)を策定し、実行する。

3-7. 産品・サービスのブランド開発戦略について、州政府およびこのテーマに精通したBDS-Pとともに、州にアドバイスをを行う。

3-8. 現行の基準に沿って、また、関連するBDS-Pに相談しつつ、産品・サービスが認証⁶を受けられるよう技術的アドバイスをを行う。

3-9. テーマ毎に関連するBDS-Pとともに、産品・サービスを振興するための戦略及び活動を策定する。

3-9-1 産品・サービスに関する市場情報の入手し、販売促進を図るために、商談会を企画し、イベント・見本市・展示会等に参加する。

3-9-2. 選定された産品・サービスに関連する地域のアイデンティティを広め、それを強化することを目的に、イベント、ローカル・地域組織との戦略的提携、テーマに関連するお祭りを企画・促進する。

⁵ Business Development Service Providersの略。生産者の経営、技術、資金面の課題に対して支援する公的、民間の機関、プログラム、協同組合又は組織を指す。

⁶ 産品/サービスが認証を受けるとは、品質・製品などの面での管理や基準に基づき受ける、さまざまな組織(INTI (Instituto Nacional de Tecnología Industrial、国立工業技術院)、INTA (Instituto Nacional de Tecnología Agropecuaria、国立農牧技術院)、国家保健農牧衛生品質局、環境・持続的開発可能省など)の認可を指す。

- 3-9-3. さまざまな支援ツール（グラフィック、ビデオ、Webサイト、ソーシャルネットワークなど）を用いた普及キャンペーンを立案し実行する。
- 3-10. アルゼンチン国内の他のイニシアティブの経験を学ぶことを目的に、意見交換会を実施する。
- 3-11. OVOPや地域開発の経験を学ぶため、本邦研修及び第三国研修を実施する。
- 3-12. 生産者ユニット及び観光ユニットへのインパクトをモニタリング・分析する。

- 4-1. プロジェクトの広報資料を作成する。
- 4-2. グッドプラクティスについて取りまとめ、報告書を作成する。
- 4-3. プロジェクトの情報を共有・普及するためのセミナーを行う。
- 4-4. アルゼンチンOVOPの活動の実施経験に基づいて、アルゼンチンOVOPの計画とコンセプトを見直し、改善する。
- 4-5. 達成結果を含む、プロジェクトの最終報告書を作成する。

（５）対象地域

ブエノスアイレス州、カタマルカ州、チャコ州、ミシオネス州、サルタ州の合計5州

（６）カウンターパート（C/P）機関⁷

プロジェクト実施機関：社会開発省（Ministerio de Economía Social, 以降MDS）及びMDS各州事務所

協力機関：対象州政府担当部局

（７）プロジェクト実施期間

プロジェクト全体期間は2019年6月～2025年2月（68ヶ月）を予定している。

なお、本業務の対象は以下のうち実施フェーズが該当する。

計画フェーズ：2019年6月～2021年3月（22ヶ月）

実施フェーズ：2021年7月上旬～2025年2月下旬（46ヶ月）

（2021年4月～2021年6月の期間は、計画フェーズと実施フェーズの端境期のため、現地活動は実施されていない）

第4条 業務の目的

「アルゼンチン国一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2018年11月28日にアルゼンチン政府と締結したR/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「アルゼンチン一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト」の枠内で、「第4条

⁷ 各州におけるプロジェクトの実施は、MDS各州事務所と州政府担当部局（商工局、観光局など）が実施することになる。以降、MDS中央・各州事務所、各州政府担当部局をまとめてカウンターパート（C/P）と呼ぶ。

業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 業務の期間

前述のとおり、本業務はプロジェクト期間のうち実施フェーズ（2021年7月～2025年2月）を対象として実施する。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(3) 計画フェーズで醸成されたC/Pのオーナーシップ

本業務は、C/Pが日本・他国のOVOPの経験を理解したうえで、計画フェーズにてC/P自らが構築したアルゼンチンOVOPのコンセプトに基づいた活動を実施するためにC/Pを支援することである。計画フェーズでは、C/Pが主体となり、日本側の提案であったファシリテーターの育成やフラッグシッププロダクトという文言に対し、アルゼンチンの実施体制を考慮すると、制度化、プロダクトエストレージャといった表現の方が適していると、活動を自分事として捉え、現状に合わせた活動計画が策定された。コンサルタントは、限られた現地業務期間の中でC/Pの代わりに活動を実施してしまうことがないように留意したうえで、C/Pへの必要な情報提供、ファシリテーションを行うことでC/Pの気づきや技術向上を促すことが求められる。

計画フェーズにより、既にC/Pの主体性が醸成されつつあるものの、現地渡航した際は、次期現地渡航までの期間にC/Pがまとめておくべき情報、所属機関内で調整しておく事項、作成すべき資料などの「宿題」を提示し、C/Pが手を動かす状況を作るようにする。コンサルタントは国内業務期間を利用してZoom等でローカルコンサルタントを通して活動進捗を確認し、次期渡航の業務計画を作成すること。

(4) 計画フェーズの活動振り返り

本プロジェクトは計画フェーズの実施結果に基づき、実施フェーズの協力を行うこととしている。他方、計画フェーズの終了から実施フェーズの実施開始までに約3カ月間の空白期間が存在する。実施フェーズにおけるアルゼンチン側の実施体制の確認のためにも、本業務開始時に現地ステークホルダーを対象とした計画フェーズの活動振り返りワークショップを実施し、今後実施する活動は現地関係者の主体性と総意に基づき実施される認識を持ってもらうこと。

また、2019年12月のアルゼンチンの政権交代により、プロジェクトダイレクター、コーディネーター、これまで各種ワークショップ・第三国研修を通じて能力強化を実施したC/Pのほとんどが離任した。特に中央レベルではこれまで、特別事業・国際協力部から5名、ソーシャルエコノミー局から9名のC/Pが他業務との兼任担当者として

配置されていたが、政権交代後全員離任し、特別事業・国際協力部の2名が担当を兼任する状況である。このため、計画フェーズ前半の6カ月程かけて構築してきた実施体制はなくなり、新規C/Pと共に、COVID-19禍のため遠隔にて実施体制の再構築を行った。

さらに、計画フェーズ終了直前に人事異動があり、ソーシャルエコノミー・地域開発推進副局長及び特別事業・国際協力本部長が変更となった。そのため、両意思決定者に本プロジェクトの進捗及び計画フェーズでのアクションプランについて改めて説明し、理解を得ること。

最後に、プロジェクト全体の管理は当然としながらも、C/Pの主体性を確保・尊重することを前提に活動を支援することが重要である。これは、計画フェーズ同様に実施フェーズにおいても、MDS中央を含むC/Pが主体となってプロジェクトを推進させるためである。コンサルタントはMDS中央に働きかけながらも、各州にはMDS中央から働きかけるように図る必要がある。

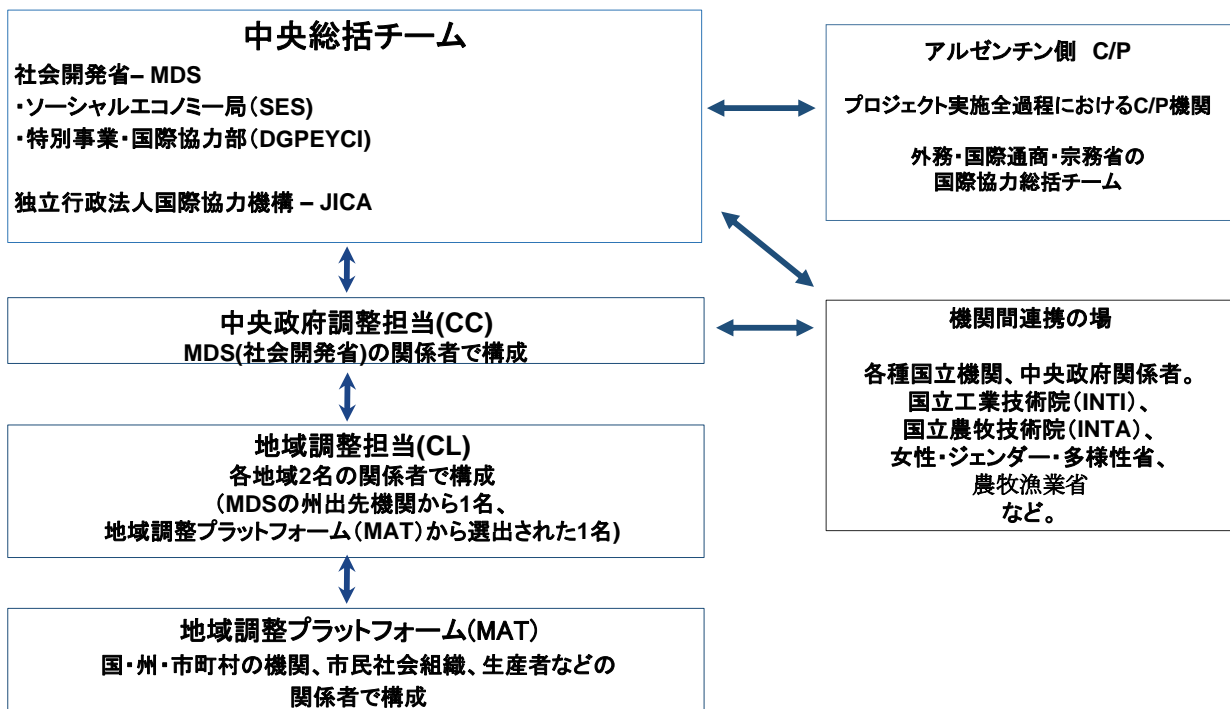


図1 実施体制

(5) プロジェクト専任現地傭人の配置

計画フェーズにおける教訓として、コンサルタントが12時間の時差がある中で、国内から遠隔業務実施する際の準備や各州担当者の取り纏めに時間を要した点が挙げられている。アルゼンチン側による主体的な活動実施が求められているものの、現地及び日本からの遠隔業務における円滑なプロジェクトの活動実施や効果的な活動を行うためにはアルゼンチンと日本との間に情報ハブ機能として、現地傭人を長期で配置することが推奨される。

(6) 市場志向型のインクルーシブなバリューチェーン

MDSの支援対象はソーシャルエコノミーグループ及び大衆エコノミーグループにあることから、より多くの住民参加を実現させた形での「インクルーシブな」バリューチェーンを構築することが求められている。同時にC/Pが従来の弱者保護的な視点

だけに偏らないよう、また地域の資源を活かすだけで市場にとって魅力のない・売れないモノづくりや需要のないサービス提供に陥らないよう、「市場志向型（Market Oriented）」のOVOPとしていく必要がある。本プロジェクトにおいてこの二つの視点は重要な二軸となることから案件名及びPDMの指標として明示化されている。

バリューチェーンは、従来は産業連関における自社の比較優位・競争力強化に向けた分析や大規模な穀物バリューチェーンといった文脈で使われることが多い。他方で本プロジェクトにおいては、バリューチェーンという言葉を導入することで生産・加工・流通・販売・消費までの一連の流れについての関係者間・特に生産者の意識喚起、見える化を行い、サプライチェーン上の関係者を市場までつなぎ合わせる。それぞれの段階での価値（技術的付加だけでなく、文化的・社会的・環境的な価値など以下（7）でまとめられるアルゼンチンOVOPとしての価値が加えられる）を付与することで最終製品やサービスの市場価値を高めることを目指している（以下図2を参照）。さらに、COVID-19禍で非接触での販売やサービス提供が求められており、今後もその傾向が続くことが予想されるため、積極的にEコマース、バーチャルツアー、オンラインコンテンツといったICTの活用を検討や本邦及び第三国でのDX化の事例紹介も行う。一方、DXは手段であり、目的化しないよう注意する必要がある。

Development of Inclusive Value Chains Oriented to the Market with OVOP Argentina Concept

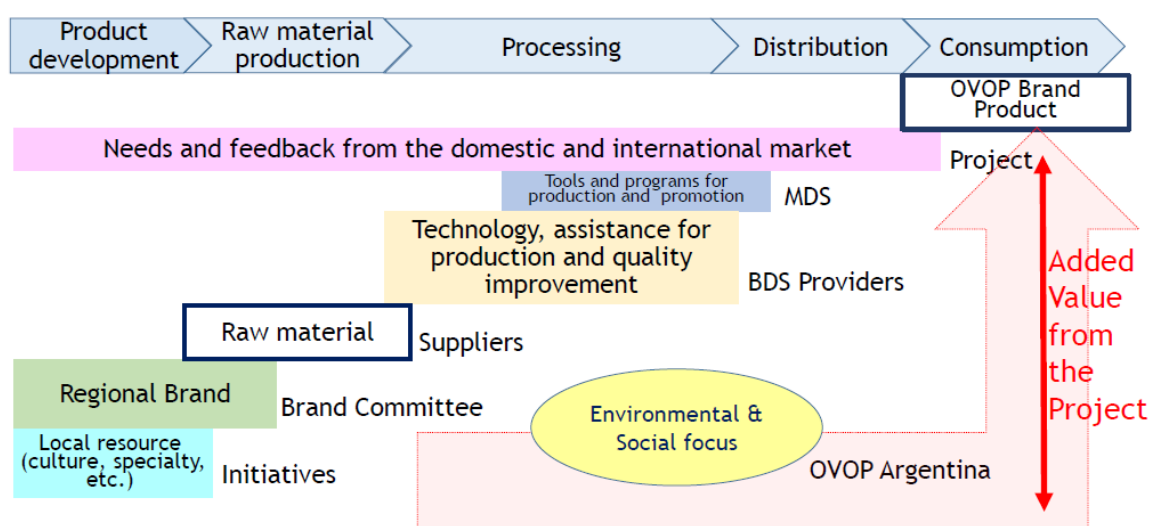


図2 市場志向型のインクルーシブバリューチェーン

（7）アルゼンチンOVOPのコンセプト強化

プロジェクト活動を進めていくためには上記第6条（6）の視点をより具体化させ、計画フェーズで策定されたMDS中央及び5州のOVOPのコンセプトを基本に活動を進めていく必要がある。コンサルタントは日本の地域開発の経験、JICAの実施した各国における地域開発、OVOP、中小企業支援等のプロジェクトのグッドプラクティスを適宜C/Pへ情報共有し、アルゼンチンの目指す「アルゼンチンOVOP」のコンセプト強化の支援を行う。

アルゼンチンOVOPのコンセプト

アルゼンチンOVOPは、ソーシャルエコノミー・大衆エコノミーのアクターが中心となり地域のインクルーシブな発展を目指すプログラムと認知される。地域の多様性を基盤に創設され、アルゼンチン社会・経済の発展に寄与する高い責務と効力を持つ。このため活動成果を地域・国内・国際レベルに拡大し、国民生活の質を向上させることを目指す。

州	コンセプト
ブエノスアイレス州	我々の強みは、我々の多様性にある。
カタマルカ州	持続可能な開発の源としての自然・文化資源の再評価を通じて、私たちの先祖の文化を強化することから、地域開発を目指すプロジェクトである。 ・我が地：州の天然資源と文化遺産を表す ・我が宝：持続可能な資源の源としての伝承文化を表す ・我が将来：発展への道を表す
チャコ州	「先祖のルーツを豊かな未来の糧に。」 Chaco州のOVOP は地域のアクター網（行政、民間組織、生産者、地域住民、地域関係者）と連携して地域における生産活動と観光を強化・価値化する。多様で高ポテンシャルな資源（自然、景観、人材、コミュニティ社会）を活かすとともに先住民のアイデンティティと彼らの自然とのかかわりを守りつつ、彼らの古来および新規文化、習慣、考え方を取り入れた体験型観光を、国内や通常および新しい観光として振興することで、インクルーシブで持続可能な地域開発を目指す。
ミシオネス州	異文化性と多様性に価値を認め、社会包摂を目的とした地域のバリューチェーン開発プロジェクトである。
サルタ州	「我が地、我が将来」はインクルーシブで持続可能な地域開発と地域住民の文化的アイデンティティの可視化による相乗効果を地域にもたらす目的で、住民が優先する産品を元に観光セクターのバリューチェーンを一致団結して強化するための動機をグアチパスに与える。

図3 5州のOVOPのコンセプト

OVOP自体の定まった方法論は存在しないが、コロンビアで実施された技術協カプロジェクト「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト（以降OVOPコロンビア）」では、OVOPを実践するための戦略ペーパー及びその添付であるガイド、マニュアル類が作成されているため、本業務においてもこれらを活用することが推奨される⁸。

また、オンラインで日本の自治体・企業との交流の場の提供等の検討も積極的に行い、コンセプトと活動がどのようなリンクしているかを紹介することも推奨する。

（8）各州及びイニシアティブの支援

ひとつのイニシアティブは小さな市、町、村の規模を想定している。各州内で支援を行うイニシアティブ数は2、3個を想定しているが、実際に各州で支援対象とするイニシアティブ数は支援する側となるMDS各州事務所や各州政府の動員できるリソースを勘案したうえで、現実的な数になるよう、コンサルタントはC/Pによる選定プロセスのファシリテーションを行う。既にブエノスアイレス州では約5イニシアティブを支援する予定となっている。その為、MDS中央と協議した上で、5イニシアティブへの支援の配分を決定する必要がある。同様にその他の州においても、多くのイニシアティブを支援するとなった場合は、都度MDS中央と協議し、イニシアティブへの支援体制を決定する。コンサルタントがこれらすべてのイニシアティブへ直接技術指導をするのではなく、アルゼンチン側が指導を行うことを基本とし、MDS中央が主体となって行うイニシアティブ選定及び支援体制について、助言を行うことが重要となる。

（9）活動計画改定支援

⁸ 例えば、OVOPコロンビアでは戦略ペーパーにOVOPコロンビアのコンセプトをまとめ、かつ運動のスローガンを「Mi pueblo, mi producto, mi orgullo (my village, my product, my pride)」に設定することで、プロジェクトのコンセプトをわかりやすく示した。

既に、各州のアクションプランは作成されているが、各州のC/Pが、受益者であるイニシアティブとの協議を移動制限によって十分にできない状況であることから、実際に現場での活動が再開された後には、想定していた活動と乖離がないか確認し、必要な修正を図っていく必要がある。このことから、選定された地域の代表産品やサービス⁹の状況に合わせて計画が変更になる可能性がある。

(10) MDS以外の支援機関との連携

アルゼンチンにおいては、中小規模の生産者を支援する公的・民間の機関やプログラムが数多く存在する（国立工業技術院、国立農牧技術院、など、詳しくは配布資料の詳細計画策定調査報告書を参照）。これらのBDS-P¹⁰がイニシアティブへの個別具体的な支援を行うことを想定している。尚、MDS中央や各州事務局の職員は、BDS-Pとイニシアティブをつなげる場づくり、OVOP活動の推進等を担うアクターとして位置づけられているが、MDSも多数の生産者支援プログラム（若者企業支援、マイクロクレジット、地産地消支援等）を持つため、場合によってはMDS自身もBDS-Pと成り得る。実施フェーズにおいては、コンサルタントは各州の課題やアクションプランに合わせて、MDS中央自身が持つ生産者支援プログラム、その他の省庁が持つ支援プログラム、BDS-Pのプログラムを活用し、全体を管理しつつ、C/P機関がOVOPを推進・継続していける体制を強化するための助言を行う。

(11) 他州との情報共有の機会の提供

計画フェーズのアクションプラン作成において、各州は他州の動向を意識していることが確認できた。各州が情報交換の場を持つことで、そこに競争心が生まれ、活動を進める上で、良いモチベーションアップにつながった。実施フェーズにおいても常に各州の動向を関係者で共有し、お互いに刺激を与える環境を作ることを推奨する。

(12) 本邦研修、第三国研修（コロンビア）の実施

実施フェーズでは本邦研修（遠隔あるいは来日）を実施し、日本における地域開発や地域ブランディングにかかる新しい取組みについて学ぶと同時に活動の進捗報告や振り返りを行う。活動の詳細（実績、成功事例、失敗事例）を議論し、活動計画の見直しを行う（視察、ワークショップ、アクションプラン作成で合計で2週間程度を想定）。本邦研修にて活動実績の発表ができるよう、コンサルタントは事前に参加者による発表資料のドラフト作成を支援する。

また、C/PがアルゼンチンOVOPの経験共有や他国のOVOP事例視察のために、コロンビアにおいて第三国研修を実施する（アルゼンチンOVOPの事例紹介、コロンビアOVOP現場視察、OVOPインストラクター養成コース受講等を内容とした1週間程度を想定）。

また、必要に応じて研修を踏まえてのアルゼンチンOVOPのコンセプトの見直し及び活動計画の追加・修正等を、C/Pとともに検討すること。

(13) ジェンダー・青少年に関する課題

新政権となって女性・ジェンダー・多様性省が新設されたため、MDSにとってもジ

⁹ OVOPを単なるモノづくりの活動ではなく、地域住民を巻き込んだ地域開発の活動に展開させていくためには、地域の多くの人から共感・賛同を得られ、地域の誇りとなる商品・サービスとなる「一品（=代表産品、Productos estrella）」を選ぶことを想定している。まずは代表産品を優先的に支援して成功例を作り、その産品・サービスに関連するその他の商品・サービスへバリューチェーンを広げていくことでより多くの関係者が裨益するようになることを目指している。代表産品は、OVOPコロンビアの場合は、地域の伝統的な鞆細工から砂漠を使った天体観光までその規模は様々である。

エンダー・青少年分野はインクルーシブなバリューチェーンを構築していく上で、より重要な分野となった。コンサルタントはC/Pとこの点について議論を重ね、必要に応じて本プロジェクトのPDMの指標の追加及び修正提案、POへの反映提案を行う。

(14) 課題別研修への参加に係る人選の助言

JICAが実施する課題別研修(①地域振興にむけた地域ブランディング、②市場志向型農業振興、③地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築)へプロジェクト関係者を参加させることにより、人材育成を図ることを予定している。研修参加にあたっては、JICAアルゼンチン支所とも協議しつつ、適切な人選がなされるように助言を行うこと。また、オンライン実施でオブザーバー参加が容易な場合、かつ参加する研修員が本プロジェクトの直接的な関係者の場合、インセプションレポートやアクションプラン作成時には、研修員への助言を行うことを推奨する。なお参加人数については適宜、経済開発部とも相談する。

(15) 広報活動

本プロジェクトの実施にあたっては、その意義、活動内容、成果について、アルゼンチン及び日本の国民が広く理解できるような広報活動に努めること。また、他ドナーからの理解も得られるように、互いに情報共有を図ることとする。

第7条 業務の内容

【第1期：2021年7月下旬～2023年2月下旬】

[プロジェクト全般及び成果1に係る活動]

(1) 業務計画書の作成

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

(2) ワーク・プラン(第1期原案)作成及びモニタリングシートについての協議

本プロジェクトの計画フェーズの業務完了報告書や詳細計画策定調査結果を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針(実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等)を検討し、これらを基にワーク・プラン(第1期原案)(和文・西文)を作成する。現地渡航前、渡航後のフォローアップといった現地業務と国内業務(オンラインでの遠隔業務)の効果的な組み合わせの検討も行う。ワーク・プラン及びモニタリングシートVer.3を基に、C/P機関、アルゼンチン支所と協議し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICA本部の確認を得たうえで、ワーク・プラン(第1期)についてC/P機関と合意する。

なお、本プロジェクトでは、6ヶ月毎にプロジェクトのモニタリングを、受注者及びC/Pが協働でモニタリングシートを作成し、実施する。モニタリングシートはJCC等C/P機関と定期的協議に活用する基本文書とし、JCCでの事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本シートを活用する。

(3) JCCの設立及び開催

受注者はJCCの再設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。アルゼンチン側のJCCメンバーは人事異動により、計画フェーズから

全員変更になっているため、正式メンバーについて合意する。

また、定期会合における活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

(4) キックオフミーティングの開催

実施フェーズの活動方針および内容の周知を目的に、キックオフミーティングの開催を関係者に提案する。同ミーティングでは、計画フェーズの活動振り返り、ワーク・プランの説明、モニタリングシートVer.3の内容確認を行う。

(5) プロジェクト広報資料の作成

本プロジェクトにおいては簡素な形でプロジェクトが広く認知されるような資料をC/P機関等と協議の上作成し、アルゼンチン支所のHP等でアップする。

(6) モニタリングシート Ver.4-7 の作成及び提出

受注者は、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取りまとめJICAに提出する。

(7) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.7の作成

第1期終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシートVer.7として取りまとめJICAに提出する。

(8) ベースライン調査の実施

ベースライン調査では対象州及びローカルレベル（郡、市、町等）の経済的データを含む、代表的産品を生産又はサービスを提供するイニシアティブに関する基礎情報・特性、BDS-Pの情報など基本的な情報を収集する。また、経済的インパクトを計るために、イニシアティブの参加者の収入や支出に関する情報も調査する。既にMDSが定期的に調査をしている類似情報を持っているようであれば、新たに調査する必要はない。収入や支出にかかる聞き取り調査はプライベートな内容であり、信頼関係が崩れるリスクがあるため留意しながら実施する。聞き取り調査では、近隣住民の関係性や参加者自身が住んでいる地域の印象等の質問も織り交ぜながら、イニシアティブを取り巻く状況についての把握も狙いとしている。

PDMの指標値に関係する項目についても情報を収集する。調査はC/P及び関係機関を巻き込みつつ実施すること。

(9) 本邦研修の実施

本邦にて、日本の地域開発経験や地域ブランディングにかかる新たな取組について学ぶための視察・講義¹¹（1.5週間程度）、活動の発表や活動内容の議論（0.5週間程度）するための研修（合計2週間程度）を第1期中に1回実施する。実施方法については来日することを基本としているが、遠隔、または遠隔と来日の組み合わせ等、状況に合わせて判断すること。コンサルタントは、C/Pと協議しつつ、研修対象者の人選（MDS中央から5名、対象5州関係者から10名の15名程度想定）を行う。

受注者は、本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月版）に沿って、以下の業務を行う。

① 研修日程及びカリキュラムの作成

¹¹ 視察先は大分県の一村一品運動関連に限定する必要はなく、日本の各地方自治体を実施している地域創成、地域振興のための様々な活動からの提案が可能。

- ② 講師の手配・諸謝金の支払い
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の手配
- ⑤ 研修場所及び必要機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ アプリケーションフォームの取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

(10) コロンビア第三国研修の準備・実施・フォローアップ

OVOPコロンビアについてその手法等を事前にC/Pと学習のうえ、コロンビアのプロジェクトを視察し、C/Pが目指す地域開発のイメージとアルゼンチンOVOPを推進するための新たなアイデアを得ることを支援する。コロンビアでは国家職業訓練庁（SENA: Servicio Nacional de Aprendizaje）が戦略ペーパーを基に作成したOVOPコース（コミュニティ向け、インストラクター養成）を実施しており、現場訪問に加えて本コースの受講も計画する。

特にOVOPコースについては、アルゼンチンOVOPを推進するアクター（MDS中央、州事務所、州政府関係部署職員など）のために参考となる。コロンビアでの研修は1週間程度を想定しており、第1期に1回実施する。コロンビアで活発な質問・議論がされるよう、C/Pが活動実績資料や課題をまとめた状態でコロンビアの研修に参加するよう、支援すること。

コンサルタントは、C/Pと協議しつつ、派遣対象者の人選（12名程度を想定）をし、コロンビア支所・OVOPコロンビアの専門家と調整の上、研修内容の調整、航空券の手配、コロンビアでの宿舎・移動手段確保等を行い、必要に応じて研修に同行して実施管理を行う。研修実施後はフォローアップを行い、コロンビアで得た気づきや学びを基に活動の支援を行う。本邦研修同様、実施方法については現地訪問することを基本としているが、遠隔、または遠隔と現地訪問の組み合わせ等、状況に合わせて判断すること。

[成果2に係る活動]

(11) 選定された地域の代表産品・サービスに対して支援（技術、資金、人材）を提供可能な中央政府機関との連携を構築する。

プロジェクトに活用することができるMDS中央の既存支援策及びその他の中央政府機関が有するツールとリソースを整理し、各州で挙げられている課題に対し、中央で支援可能か、または地域内のリソースで対応できるかを検討する。中央及び地方で対応できない場合は、アルゼンチン国内の現地専門家が、特定分野（以下、参照）の課題に関する研修及びアドバイスを行う。アルゼンチン国内で該当する現地専門家がない場合は短期専門家の派遣を検討する。

- ① 新規市場参入ポテンシャルを持つ革新的製品デザイン
- ② 製品開発
- ③ マーケティング（ブランド開発、ビジュアル・アイデンティティ、パッケージ、ポジショニングなど）
- ④ コスト分析、ビジネス計画、資金戦略コスト分析、ビジネス計画、資金戦略
- ⑤ 販売戦略
- ⑥ 観光ベンチャー開発

(12) アルゼンチンOVOPの方法論の技術移転スキームを策定する。

OVOPの方法論については、第1期の時点では実績がない状態のため、OVOPコロンビアで作られた戦略ペーパーやガイド、マニュアル類を参考に中身を検討することを基本とする。第1期の活動で蓄積される経験を基にアルゼンチンの文脈に合わせた技術移転スキームのたたき台策定の支援を行う。教材に関しては、必要と思われるガイドライン、マニュアル、動画、オンラインツール等の協議を行い、関係者の能力向上及び他の州へ普及するために適した教材を検討する。上述同様、コロンビアOVOPの研修教材を参考にする。

また、コンサルタントはプロジェクトを実施する上で必要な一村一品運動、地域ブランディングを通じた地域振興、バリューチェーン振興、マーケティング等についてのワークショップを適宜行う。

[成果3に係る活動]

(13) 地域の代表産品・サービスを選定する。

既に以下のとおり、各州の代表産品・サービスは選定されているが、イニシアティブとの具体的な協議はこれから行うため、変更になる可能性がある。イニシアティブと合意が取れた後、各州で作成される最終アクションプランに沿って、MDS中央が作成する年間計画（案）の支援を行う。年間計画については各州によって活動内容が異なるため、MDS中央の計画はタイミング、各活動の責任者、参加者の役割・責任、インプットが明確かつ実現可能なものとなるようにする。活動の主体はC/P及び関連BDS-Pであり、JICAや他ドナーからの過剰なインプットを想定したものとならないようにし、コンサルタントが担うべきファシリテーション、助言等を明確にする。

地域	優先する産品・サービス	産品・サービス(追加候補)
ブエノスアイレス州	<ul style="list-style-type: none"> ・チーズ生産 ・Brown農村地域の発見(Almirante Brown市el Ministro Rivadavia地区における近隣観光) ・Marcos Paz の有機農業(Marcos Paz市) ・San Martín 市の大衆エコノミーグループ組織の繊維ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・州南西部地域の養蜂チェーン
カタマルカ州	<ul style="list-style-type: none"> ・Belém北部地域及びPuna地域の織物ルート 	未定
チャコ州	<ul style="list-style-type: none"> ・Qom文化ルート(先住民村落の手工芸品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機綿花のチェーン
ミシオネス州	<ul style="list-style-type: none"> ・シトロネラ精油の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林とグアラニー文化(観光)
サルタ州	<ul style="list-style-type: none"> ・Guachipas観光 	未定

図4 5州の選定された地域の代表産品・サービス

(14) 地域の代表産品・サービスのターゲット市場を設定する。

MDS中央、各州担当者は選定された地域の産品・サービスのバリューチェーンの情報収集を行い分析し、イニシアティブに求められる品質・コスト等の要件と現状との乖離を特定し、管理、技術、財務面の支援を提供できるBDS-Pとともに、バリューチェーン改善のための戦略を策定する。

また、地域ブランディングに精通したBDS-Pとともに、各州に助言を行う。関連するBDS-Pに相談しつつ、産品・サービスが認証¹²を受けられるように、また現行の基準に沿って技術的助言をC/Pがイニシアティブに行う。この際に、地域の資源を活かすだけで、市場にとって魅力のない・売れないモノづくりや需要のないサービス提供に陥らないよう、「市場志向型(Market Oriented)」の視点を盛り込むようにコンサ

ルタントは助言する必要がある。

(15) テーマ毎に関連するBDS-Pとともに、産品・サービスを振興するための戦略及び活動を策定する。

関連する産品・サービスに関する市場情報の入手し、販売促進を図るために、商談会を企画する。また、市場のニーズ把握のためにイベント・見本市・展示会等（対面及びオンライン）にも参加する。これらのイベントの企画や参加を通じて、選定された産品・サービスに関連する地域のアイデンティティを広め、販売促進だけではなく、地域・ローカル組織との戦略的提携、イベント、各テーマに関連するお祭りを企画・促進することで自らの地域に対する誇りを持ち、アイデンティティの確立につなげる。さらに、さまざまな支援ツール（グラフィック、ビデオ、Webサイト、ソーシャルネットワークサービス等）を駆使した普及キャンペーンを立案し実行する。C/Pが主体となって実施する上記の円滑実施のために助言を行う。

(16) イニシアティブ間の意見交換会（訪問またはオンライン）を実施する。

各イニシアティブが他のイニシアティブの経験を学ぶこと、成功イメージを持つことで、より主体的に活動に取り組むことを目的とし、意見交換会を実施する。ホストは、先行しているイニシアティブの州を想定しているが、ホストの選定など、実施にあたってはC/Pと相談しつつ進めること。

(17) 各イニシアティブ（例：生産者ユニット、観光ユニット）へのインパクトをモニタリング・分析する。

各イニシアティブの選定された産品やサービスにより生じる売上げをモニタリングする。また、生産者ユニット及び観光ユニット等の関係者の人数の増減についても記録を行う。州及び中央が本モニタリングを実施し、コンサルタントは増減の要因分析を支援する。

[成果4に係る活動]

(18) 活動モニタリングを実施する。

中央、州、ローカルレベルのアクターによる活動モニタリングを通して、プロジェクト活動の成果のみならず、活動手法、ステークホルダー間の連携協力手法、ステークホルダーの意識の変化や活動上の教訓を抽出することにより、中央、州政府、ローカルレベル及び各BDS-Pが連携した実施体制の構築に活用することとする。また、活動実績の記録化・文書化についても、習慣化するように支援する。

【第2期：2023年4月上旬～2025年2月中旬】

[プロジェクト全般及び成果1に係る活動]

(19) 業務計画書の作成

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

(20) ワーク・プラン（第2期原案）の作成・協議

第1期の活動の結果・教訓を踏まえ、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期原案）（和文・西文）を作成し、C/Pと協議を行い、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(21) JCCの開催

第1期に引き続き、受注者は先方政府によるJCC の開催を支援する。

(22) プロジェクト広報資料の作成

第1期に引き続き、本プロジェクトにおいては簡素な形でプロジェクトが広く認知されるような資料をC/P等と協議の上作成する。

(23) モニタリングシート Ver.8-11 の作成及び提出

受注者は、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

(24) 本邦研修の実施

これまで参加していないC/Pを対象とし、第1期と同人数・同期間・同内容での本邦研修を第2期中に1回実施する。

(25) コロンビア第三国研修の準備・実施・フォローアップ

これまで参加していないC/Pを対象とし、第1期と同人数・同期間・同内容での本邦研修を第2期中に1回実施する。

(26) エンドライン調査の実施

プロジェクト終了時に、ベースライン調査時と同様の項目について情報収集する。ベースライン調査の結果と合わせた収集内容を分析することで、プロジェクトの成果判断のための材料とする。調査方法については、ベースライン調査と同様にC/Pおよび各機関の普及関係者を巻き込みつつ実施すること。

(27) JICA終了時評価調査団の実施支援

プロジェクト終了半年前を目途にJICA調査団による終了時評価を予定している。本調査団の派遣に際しては、受注者は、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

(28) 成果共有セミナーの実施

上記(27)に記すJICA調査団の派遣時及び本プロジェクト完了時の2回、本プロジェクト活動及び達成成果について、コロンビアを含む中南米関係者(オンライン接続)及びアルゼンチン国内関係者間での成果共有セミナーを行う。

(29) プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシート Ver.11の作成

契約期間の終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書及びモニタリングシートVer.11として取りまとめる。報告書には、本プロジェクトの成果が持続的に定着しインパクトを残すための提言を含むこと。

[成果2に係る活動]

(30) 選定された地域の代表産品・サービスに対して支援(技術、資金、人材)を提供可能な中央政府機関との連携を構築する。(継続)

整理されたプロジェクトに活用することができるMDS中央の既存支援策及びその他の中央政府機関が有するツールとリソースを、各州で挙げられている課題に適用す

る。また、既存の中央及び地域のツールやリソースで対応できないと判断され、アルゼンチン国内の現地専門家が対応可能となった場合、中央及び地域の既存支援プログラムとして制度化することを検討する。

第1期同様、引き続き特定分野（上記、（11）参照）の課題に関し、アルゼンチン国内で該当する現地専門家がない場合は短期専門家の派遣を検討する。

（31）アルゼンチンOVOPの方法論の技術移転スキームを策定する。（継続）

OVOPの方法論については、第1期に作成した、たたき台を基に、第2期の活動で蓄積される経験を加えた技術移転スキームの策定の支援を行う。教材に関しては、必要と思われるガイドライン、マニュアル、動画、オンラインツール等を特定し、関係者の能力向上及び他の州へ普及するために適した教材を作成する。

（32）アルゼンチンOVOP方法論の普及

策定されたアルゼンチンOVOP方法論の技術移転スキームについて、国、州、ローカルレベルのアクターを対象にしたワークショップやセミナーの開催を支援する。

[成果3に係る活動]

（33）ターゲット市場が特定された、地域の代表産品・サービスを改善する。

イニシアティブと合意が取れた地域の代表産品・サービスの改善のため、引き続きバリューチェーンの情報収集を行い分析し、イニシアティブに求められる品質・コスト等の要件と現状との乖離を特定し、管理、技術、財務面の支援を提供できるBDS-Pとともに、バリューチェーン改善のための戦略を改定する。

（34）テーマ毎に関連するBDS-Pとともに、選定された地域の代表産品・サービスを振興するための戦略及び活動を促進する。（継続）

関連する産品・サービスに関する市場情報を定期的に入手し、常に変わる需要の把握、販売促進を図るために、商談会を企画・実施する。引き続きイベント・見本市・展示会等にも参加する。これらのイベント等の開催や参加を通じて、（15）同様により強固な地域のアイデンティティの確立につなげる。さらに、さまざまな支援ツールを駆使した普及キャンペーンをイニシアティブ自身が継続的に行えるための仕組み作りを支援する。

（35）イニシアティブ間の意見交換会（訪問またはオンライン）を実施する。（継続）

各イニシアティブが他のイニシアティブの経験（成功事例、失敗事例）を共有することで、活動を改善することを目的とし、意見交換会を実施する。ホストは、先行しているイニシアティブの州を想定しているが、ホストの選定など、実施にあたってはC/Pと相談しつつ進めること。

（36）各イニシアティブ（例：生産者ユニット、観光ユニット）へのインパクトをモニタリング・分析する。（継続）

各イニシアティブの選定された産品やサービスにより生じる売上げのモニタリングを実施する。また、生産者ユニット及び観光ユニット等の関係者の人数の増減についても記録を行う。州及び中央が本モニタリングを実施し、コンサルタントは増減の要因分析を支援する。

[成果4に係る活動]

(37) 活動モニタリングを実施する。(継続)

中央、州、ローカルレベルのアクターによる活動モニタリングを通して、プロジェクト活動の成果のみならず、活動手法、ステークホルダー間の連携協力手法、ステークホルダーの意識の変化や活動上の教訓を抽出することにより、中央、州政府、地方政府及び各BDS-Pが連携した実施体制の構築に活用することとする。また、活動の実施経験に基づいて、アルゼンチンOVOPのコンセプトを見直し、改善する。

(38) アルゼンチンOVOPのコンセプトに沿った広報資料を作成する。

グッドプラクティスについて取りまとめ、プロジェクトの情報を5州以外にも共有・普及するための、MDS中央が実施するセミナーの支援をする。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、受注者は第1期開始時に、R/D変更のミニッツに添付されたPDM・POを基にモニタリングシート Ver. 4を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1期はプロジェクト事業進捗報告書、第2期はプロジェクト事業完了報告書（最終成果品）とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付する。

プロジェクト事業完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする（モニタリングシートは簡易製本不要）。なお、先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合はJICA側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月版）を参照する。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	ワーク・プラン（第1期） （モニタリングシート Ver.4を含む）	業務開始から約3か月後 （2021年11月上旬）	和文:1部 西文:1部
第1期	モニタリングシート Ver.4-7	Ver.5はVer.4提出の約5か月後 （2022年4月上旬） 以降6か月ごとに提出	和文:1部 西文:1部
第1期	プロジェクト事業進捗報告書 （第1期）（モニタリングシート Ver.7を含む）	第1期終了時 （2023年2月下旬）	和文：3部 西文：1部 CD-R：1枚
第2期	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約3か月後 （2023年7月上旬）	和文:1部 西文:1部
第2期	モニタリングシート Ver.8-11	Ver.8はVer.7提出の約6か月後 （2023年9月中旬） 以降6か月ごとに提出	和文:1部 西文:1部

第2期	プロジェクト事業完了報告書 (第2期) (モニタリングシート Ver.11を含む)	契約終了1カ月前 (2025年2月中旬)	和文:3部 西文:3部 CD-R:1枚
-----	---	-------------------------	---------------------------

※各レポートは電子データでも提出のこと。また、モニタリングシートは全期間通して和文・西文で作成、提出のこと。

各報告書の記載項目(案)は以下の通りとし、モニタリングシートおよびプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- e) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目

配布資料参照のこと

ウ) プロジェクト事業進捗報告書/完了報告書記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度(JCCやモニタリングシートの概要、評価五項目等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画(進捗報告書のみ)(第1期のワーク・プランに相当する内容)

注) e) は完了報告書のみ記載

添付資料

- ①PDM(最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績(要員計画)(最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥各種委員会議事録等
- ⑦モニタリングシート
- ⑧その他活動実績

(2) 技術協力成果品等

受注者が直接作成する以下の資料のうち、ア及びイは各1部(いずれも簡易製本及びCD-R)作成し、それぞれの完成時のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して、各1部をJICA経済開発部へ提出する。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務従事者の従事計画／実績表

(4) 議事録等

各報告書に関する同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。またJICAが開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後3日以内にJICAに提出する。

(5) 現地業務報告

原則総括が現地から帰国するごとに JICA 本部（経済開発部及び関係部）に対し、現地業務報告を行う。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。但し、契約は各期で一つの契約として締結する。

- ・ 第1期：2021年7月下旬～2023年2月下旬
- ・ 第2期：2023年4月上旬～2025年2月下旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 53人月 (M/M) (現地：40M/M、国内13M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- ① 業務主任者/地域開発 (2号)
- ② バリューチェーン振興 (3号)
- ③ マーケティング
- ④ 品質管理/生産性向上

(3) 対象国の便宜供与

- ・ C/Pの配置
- ・ 事務所スペースの提供
- ・ プロジェクト実施に必要な活動経費 (C/P人件費、C/P国内出張費、活動費等)

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これに係る費用は本見積にて計上すること。

(5) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

- 本プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 本プロジェクト R/D
- コロンビア共和国「一村一品コロンビア推進プロジェクト」戦略ペーパー及びガイド・マニュアル類
- 本プロジェクト計画フェーズ 業務完了報告書

2) 公開資料

- ・本プロジェクト事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1800237_1_s.pdf

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA アルゼンチン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

2) 不正腐敗防止への配慮

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

3) その他留意事項（複数年度契約）

本業務においては、第1期、第2期とも年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

4) アルゼンチン国内移動に係るCOVID-19下での行動計画・感染予防策の作成

2021年4月現在、アルゼンチンでは感染拡大防止の観点から、各種行動規制が無期限で実施中となっている。本業務の契約開始後もこれら規制が継続している場合、JICAの安全配慮義務に照らして、現地傭人の国内移動にあたっては、プロジェクトより事前に現地傭人の行動計画・感染予防策を提出し、JICAアルゼンチン支所で承認を受けることとする。